

6 ハンセン病から人権を学ぶ

ワーク 1

ハンセン病について正しく理解しましょう。

(1) 次の1~7について、正しいものには○を、間違っているものには×を書きましょう。(資料1 参照)

1. ハンセン病は、「らい菌」が原因で発症する病気である。 ()
2. ハンセン病は、手足の障害や皮膚の病的変化といった症状が起きる病気である。()
3. ハンセン病は、感染力が強く、うつりやすい病気である。 ()
4. ハンセン病は、原因が解明されたものの、治すことが非常に難しい病気である。()
5. ハンセン病は、身体の外観的特徴から、古くから偏見や差別の対象となった。()
6. 過去にはハンセン病患者は、療養所に通院して強制治療を受けさせられた。()
7. 過去にはハンセン病患者の家は、保健所職員により徹底的に消毒された。()

(2) 次の1~6の問いに答えましょう。(資料2、3 参照)

1. 昭和28(1953)年に新しく成立した法律は、何という法律ですか。

2. ハンセン病が「治る病気」、「非常にうつりにくい病気」であることが解明されたにもかかわらず、前の法律から引き継がれたこの法律の問題点は何でしょうか。

3. 「らい予防法」が廃止されたのはいつですか。

4. 平成10(1998)年、療養所の入所者たちが、国に対して裁判を起こします。国のどのような責任を問う裁判でしたか。

5. 平成26(2014)年現在、ハンセン病療養所数は何カ所で何名の方が入所していますか。

6. 療養所を出られるようになったのに、現在も入所したままの人がいるのはなぜでしょうか。

ワーク 2

- (1) 資料3を参考にして、ハンセン病患者はどのような差別や偏見を受けてきたか、挙げてみましょう。また、そのことについて、あなたが感じたことを書きましょう。

- (2) (1)の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

- (1) 資料4を読んで、ハンセン病とHIV感染を比較し、あなたが感じたこと、考えたことを書きましょう。

- (2) (1)の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ハンセン病の悲しい歴史

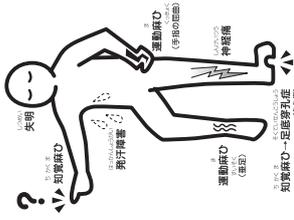
みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなリショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し発病すると手足などの末梢神経が麻痺したり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。早期に適切な治療を行わないと、手足などの末梢神経に障害が起き、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また、体の一部が變形するといった後遺症が残ることもあります。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年（1873年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年（1943年）、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年（1946年）から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年（1949年）から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO（世界保健機関）が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

ハンセン病は感染症だと ともうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。発病には個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはまれです。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。（日本人新発患者数2011年2人、2012年0人、2013年1人）

どうしても優しくできなかつたんだろう？

強制的に患者を隔離してしまふなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放逐する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされること became あったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年（1931年）にすべての患者の隔離を目指した「療養所法」が成立し、療養所の増設が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無償移送」という名のもとに、患者を見つけて出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

- 差別のはじまり
 - 中世～近世
 - 体の一部が變形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
 - 明治後期（1900年代）～昭和前期（1940年代）
 - 患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病隔離政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
 - 昭和前期（1940年代）～平成8年（1996年）
 - 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
 - 平成8年（1996年）～
 - 「らい予防法」（「療養所法」を昭和28年（1953年）に改正）が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。
- 患者の隔離政策
 - 治療の登場
 - 「らい予防法」廃止

学習のポイント

- POINT1
 - ハンセン病は、「らい菌」による感染症。「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ
- POINT2
 - 現在は治療法が確立され早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる
- POINT3
 - ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

■ 資料 4

〈正しく知ろう HIVとエイズ〉

HIVとエイズは違います

HIVは、英語の「Human Immunodeficiency Virus」の頭文字をとったもので、ヒト免疫不全ウイルスのことです。

エイズ＝AIDSは英語の「Acquired Immunodeficiency Syndrome」の頭文字をとったものです。日本語にすると「後天性免疫不全症候群」で、生まれた後にかかる、免疫の働きが低下することにより生ずる、いろいろな症状の集まり、という意味になります。エイズはHIVに感染することによって発症します。

HIVに感染すると、免疫の仕組みの中心である白血球の一種、「ヘルパーTリンパ球（CD4陽性細胞）」が壊され、体を病気から守っている免疫力が低下します。

通常、HIV感染から6～8週間経過すると、血液中にHIVに対する抗体が検出されます。感染から数週間以内に風邪に似た症状が出ることはありますが、この症状からはHIV感染の有無は判断できません。また、その後は何年間も無症状なので、感染の有無はHIV検査を受けなければ確認できないのです。

HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。自覚症状のないまま数年が経過しますが、その間に免疫力は低下し、やがて「日和見感染症」と呼ばれる、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになります。

HIVの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られます。握手をしたり、日用品を共用したり、プールやお風呂に一緒に入ったりするといった、日常生活の接触では感染しません。せきやくしゃみなどでもうつりません。つまり、日常生活の中では、性的接触以外で感染することはないのです。

〈HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう〉

私たちはだれでも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。しかし、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の方々は、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。偏見・差別をなくすためには、一人ひとりがHIVやハンセン病などに対する正しい知識を持ち、人権を尊重する心を持つことが大切です。

HIVやハンセン病は、人から人にうつる感染症です。しかし、日常生活における接触で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染したとしても、発病することは極めてまれです。万一、発病しても早期発見と適切な治療で確実に治療することができます。また、HIVは感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。最近は治療薬の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになっています。

このようにHIVやハンセン病は、治療が可能な病気ですが、今なお、誤った知識を持っている方が多く、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の方々に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

例えば、2003年（平成15年）、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起きました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない非難や中傷を全国の人たちから受けました。また、HIVの感染者に対しても、HIVに感染していることを理由に仕事を解雇されたり、医療機関で診療を拒否されたりするなどの人権侵害が起こっています。

こうしたHIVやハンセン病に対する偏見や差別をなくすためには、一人一人が、HIVやハンセン病について正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族などが置かれた立場を理解することが必要です。

「HIV/エイズの基礎知識」 公益財団法人エイズ予防財団ウェブサイトより
「暮らしのお役立ち情報 HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」
政府広報オンラインウェブサイトより

解説 6 ハンセン病から人権を学ぶ

1 ねらい

ここでは、病気による人権侵害の原点ともいえる「ハンセン病患者」の差別問題を素材に、生徒一人ひとりが「ハンセン病」の正しい知識と歴史を学ぶことにより、病気による人権侵害について広く考えさせ、様々な人権侵害に対して適切な行動を取ることができるようする。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
<p>1 ワーク1 (15分)</p> <p>① 資料1を参考にして1～7に答える。 (1)</p> <p>② (1)の答え合わせを行う。</p> <p>③ 資料2を参考にして(2)の1～6に答える。 (2)</p> <p>④ (2)の答え合わせを行う。</p>	<p>○ 資料から読み取りきれない部分についても推測するよう促す。</p> <p>○ 指導用資料を参考に説明する。可能なら画像・映像資料等を使い、具体的なイメージをつかめるようにする。</p>
<p>2 ワーク2 (15分)</p> <p>① 資料3を参考にして自分の考えを書く。 (1)</p> <p>② (1)についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。 (2)</p>	<p>○ 原因が解明されても差別が続いたことや、病気は誰にでも起こりうることについても考えるように促す。</p>
<p>3 ワーク3 (20分)</p> <p>① 資料4を読み、感じたことを書く。 (1)</p> <p>② (1)についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。 (2)</p>	<p>○ 一人ひとりが差別にどのように向き合うべきか考えるよう促す。</p> <p>○ 病気について正しく理解することが、人権侵害に対して適切な行動が取れるようになるために大切であることを伝える。</p>

3 解説

ワークシート、資料及び視聴覚教材を使用して指導を展開する。グループ協議を入れた形式で展開例を挙げているが、状況に応じ講義形式も可能である。別途、指導用資料を参照するとよい。

また、HIV感染など今日的な課題についても取り上げることで、この問題を身近なものとして感じさせ、患者等の人権について理解を深めるよう促したい。

なお、DVD「メッセージ“私たちと人権”②」等の当事者の方のインタビューなどを用いてまとめとすることも効果的である。

※ DVDは神奈川県教育委員会行政課にて、県立学校に貸し出しをしています。貸し出し方法等については、行政課人権教育グループにお問い合わせください。

〈引用文献〉

「ハンセン病の向こう側」 厚生労働省（平成26年12月）

「HIV/エイズの基礎知識」 公益財団法人エイズ予防財団ウェブサイト

「暮らしのお役立ち情報 HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」

政府広報オンラインウェブサイト

〈参考資料〉

「メッセージ“私たちと人権”②」 一般社団法人 神奈川県人権センター（平成22年12月）

■ 指導用資料

ハンセン病と人権について学習しよう

ワーク 1

(1) 次の1~7について、正しいものには○を、間違っているものには×を書きましょう。(資料1参照)

1. ハンセン病は、「らい菌」が原因で発症する病気である。 (○)
2. ハンセン病は、手足の障害や皮膚の病的変化といった症状が起きる病気である。 (○)
3. ハンセン病は、感染力が強く、うつりやすい病気である。 (×)
[(正)感染力が弱く、うつりにくい。]
4. ハンセン病は、原因が解明されたものの、治すことが非常に難しい病気である。 (×)
[(正)治療薬が開発され、早期発見と適切な治療により治すことができる。]
5. ハンセン病は、身体の外観的特徴から、古くから偏見や差別の対象となった。 (○)
6. 過去にはハンセン病患者は、療養所に通院して強制治療を受けさせられた。 (×)
[(正)入所]
7. 過去にはハンセン病患者の家は、保健所職員により徹底的に消毒された。 (○)

(2) 次の1~6の問いについて答えましょう。(資料2、3参照)

1. 昭和28(1953)年に新しく成立した法律は、何という法律ですか。
→「らい予防法」 ※昭和6年に成立した「癩予防法」から新しい法律になった。
2. ハンセン病が「治る病気」「非常にうつりにくい病気」であることが解明されたにもかかわらず、前の法律から引き継がれたこの法律の問題点は何でしょうか。
→ 隔離収容政策が継続され、退所規定が設けられていないこと。
3. 「らい予防法」が廃止されたのはいつですか。
→ 平成8(1996)年
4. 平成10(1998)年、療養所の入所者たちが、国に対して裁判を起こします。国のどのような責任を問う裁判でしたか。
→ 国に対して、ハンセン病政策の転換が遅れたこと責任を問う裁判。
※ ハンセン病が解明されたのに隔離政策を継続したことが問題であることを確認。
5. 平成26(2014)年現在、ハンセン病療養所数は何カ所で何名の方が入所していますか。
→ 14ヶ所、1847名。
6. 療養所を出られるようになったのに、現在も入所したままの人がいるのはなぜでしょうか。
→ 偏見や差別が根強く社会復帰をおそれている、家族に迷惑が及ぶことをおそれ絶縁状態にある、高齢となり家族とも音信不通になり帰る場所そのものがない、等。
※ 資料から単純に抜粋することが難しいので、必要に応じて家族との絶縁は自分からと相手からの両方のケースがあることを想定させる。